



感染拡大防止対策

「新しい生活様式」を実践しましょう

一人一人の基本的感染対策

新型コロナウイルスの感染拡大から半年以上経ち、徐々にさまざまな規制が緩和されてきましたが、感染の恐れが完全になくなったわけではありません。感染防止と社会経済活動の両立のため、これから紹介する「新しい生活様式」を暮らしの中で実践することが大切です。

一人一人の基本的感染対策として、下記の「感染防止の3つの基本」以外にも、次の項目を実践しましょう。

- ・ 人との距離はできるだけ2m（最低1m）空ける。
 - ・ 会話をする際は、できるだけ真正面を避ける。
 - ・ 外出時や屋内でも会話をするとき、人との間隔が十分取れない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。
 - ・ 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う。（手指消毒液の使用も可）
 - ・ 密閉空間にならないよう、こまめに換気する。
- ※高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。



身体的距離の確保



マスクの着用



手洗い

1 人との距離が離れていることにより、接触感染も飛沫感染も少なくなります。一定の距離が確保できないような場所でも、人の配置や向きなどを工夫しましょう。

2 感染者の中には無症状感染者が数多く存在し、発症前から飛沫感染を引き起こすことが判明していることから、無症状の人も含め全員がマスクを着用しましょう。

3 ドアノブや手すりなどに付着したウイルスが手から手へと拡がり、鼻や口から体内へと入るため、水と石けんで丁寧に手を洗うことを習慣にしましょう。

CONTENTS

November.2020

11

No.555

霜月

「広報しばやま」は、現在新聞折込みにて配布しております。（当面の間実施予定）

◎もくじ

- 2……新型コロナウイルス関係
- 4……運動会関係
- 6……町からのお知らせ
 - ちば国保月間・巡回特定健診・乳幼児健診
 - 国保・後期高齢者医療制度
 - 休日手続き・保育所入所受付
 - 認知症講演会・ごみゼロ運動・ひとり親家庭等医療費助成
 - 家屋調査・固定資産税軽減・入札結果
 - 愛犬のしつけ教室・花いっぱい運動・北方交流録
 - 児童虐待
 - 子育て支援センターカレンダー
 - 令和元年度決算の公表
 - 令和2年度上半期財政状況の公表
 - 議会

- 23……しばやまtopics
- 24……特集 町の保健事業
- 28……くらしの広場
- 32……今日は何の日？

11月の納期

国民健康保険税	5期
後期高齢者医療保険料	5期
介護保険料	5期

※11月30日(月)までに納付しましょう

納税は便利な口座振替で！

口座振替の方は、残高の確認をお願いします

